北区岩淵周辺地区かわまち推進検討会設置要綱

7 北まま第1300号 令和7年8月15日区長決裁

(目的及び設置)

第1条 北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画(以下「かわまちづくり計画」という。)に基づくかわまちづくりを推進するため、「北区岩淵周辺地区かわまち推進検討会(以下「検討会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討会は、次の事項について所掌する。
 - (1)かわまちづくり計画に基づく事業の実施、その効果の検証・評価及び進捗管理に関すること
 - (2) 公民連携によるにぎわい創出に関すること
 - (3) その他かわまちづくりの推進に関すること

(組織)

- 第3条 検討会は、委員14人以内で組成する。
- 2 検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験者

2名以内

- (2) 地域関係団体等を代表する者 5名以内
- (3) 荒川下流河川事務所

3名以内

(4) 北区関係職員

4名以内

- 3 委員は、区長が任命する。
- 4 検討会は、必要に応じて関係者をオブザーバーとして出席させ、 その意見を聴くことができる。
- 5 検討会は、必要に応じて検討会の下に推進部会を置くことができる。
- 6 推進検討会及び推進部会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から1年とし、委員が欠けた場合に おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再 任を妨げない。 (会長及び副会長)

- 第5条 検討会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会は、会長が招集する。
- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により検討会の招集が困難であると会長が認めた場合は、議案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 4 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(公開)

第7条 検討会は公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、まちづくり部まちづくり推進課とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討会にて協議し、定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。